

平成 28 年 1 月 19 日

泉南市報道提供資料

泉佐野市政記者クラブ会員 各位

泉南市秘書広報課長 古木 孝彦

(広報担当：藤原)

職員の処分について

泉南市教育委員会において、1 月 19 日（火曜日）に地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたのでお知らせします。

記

1. 被処分職員の所属部課名	教育委員会教育部生涯学習課
2. 被処分職員の職名	技術職員（係長級）
3. 被処分職員の年齢	46 歳
4. 処分内容	停職 6 ヶ月
5. 処分年月日	平成 28 年 1 月 19 日
6. 処分に至った事実の概要	平成 27 年 12 月 27 日（日）午前 11 時ごろ、自家用車で走行中、道路左路肩に駐車中の車の右ミラーに接触するという事故を起こした。 事故の通報を受けた警察の現場検証の際、飲酒運転であることが判明したため、道路交通法違反で逮捕となった。
7. 処分根拠	地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定に基づくもの。

市長のコメント

このたびは、職員がこのような不祥事を起こし、市民の皆様の市政への信頼・信用を失墜させる事態を招いたことに対しまして心からお詫び申し上げます。

飲酒運転の撲滅が叫ばれている今日において、率先して法令の遵守に努めなければならない公務員が、道路交通法「酒気帯び運転等の禁止」違反を起こしたことは誠に遺憾であります。

今後、このようなことを二度と起こさぬよう、職員に対し綱紀の粛正を徹底し、公務員としての自覚を強く促し、市民の皆様の信頼回復に取り組んでまいります。

問い合わせ先

泉南市教育委員会教育部

教育総務課 伊藤

072-483-2581

内線 2502

泉南市教育委員会教育部

指導課 右馬（うめ）

072-483-3671

内線 2804